



会長候補者 道本幸伸

1 (新会館への期待), 新会館が昨年着工されました。平成7年には竣工します。しかし、この新会館の着工を、心から嬉しいという声をほとんど聞きません。私は周囲の会員同士が、新会館のことを目を輝かせて話している光景を今まで見たことがありません。逆に建築費の負担金のことを困ったものだと話している光景ばかり見えています。

私たちは長年に亘って、建築資金の積立金を払ってきました。資金の一時金も寄付した会員も多いのです。市民からも寄付金をもらいました。179億円という多額の費用をかけるのに、何故こうも会員の心は新会館に向いていないのでしょうか。

私は思います。それは、その建物の設計図自

身に、私たちの心をときめかせるものがないからです。将来に向かって明るく力強い弁護士会の姿がそこに映し出されていないからです。私たち会員のいきいきとした姿を、その設計図の中に見出せないからです。逆に、そこには古い時代から引きずってきた人と人との確執や対立などの、後向きなものばかりが目立ち、私たちの心を暗く、そして沈んだ気持ちにするのです。

2 (弁護士会への期待)、私は、弁護士会に多くのものを期待しています。一人の弁護士では到底できないことを、弁護士会ということのできる場合がたくさんあります。私たちの仕事を助けてもらったり、業務を斡旋してもらったり、研究や研修をしたり、友人を作ったりと、様々なことが弁護士会ではできると期待しています。そして、その期待は新会館によって、さらに大きく実現されるべきであり、本来は新会館の竣工はとても嬉しく、そして待ち望むべき一大事業であるべきです。ところが、三会がバラバラに角を突き合わせた結果、新会館は無残な形になってしまっています。残念だと思っているのは私だけでなく、皆同じ思いだと私は考えています。

私は、ひとつの弁護士会として新会館に入ったら、どんなにすばらしいだろうと考え、設計図を作ってみました。すると、私の心はざわつききました。これこそ私たちの求めていた新会館であり、弁護士会だと思いました。弁護士会がひとつになって活動するという、それだけのきっかけで、何と多くの実りを約束するものだろうと私は驚きました。法律相談センターとか、研修センターとか、いろいろな貴重なものが次々と生まれて来たのです。

3 (会員が主人公)、私たちの描いた夢は、当然のことながら会員が主役となっていました。会員がどれだけそこにいれば、充実できるかが主たるテーマでした。従来、ともすると、弁護士会へのとらえ方は消極的な場面が多くあ

りました。弁護士会の仕事として綱紀や懲戒問題などがよく言われます。それはとても大事なのですが、それと同時にもっと我々の仕事を大きく発展させるような弁護士会の活動のあり方を私たちは求めていたのです。そこでは会員が主役で、弁護士会は脇役です。弁護士会が目的ではなく、それは会員の仕事を助ける手段です。会員の仕事をバックアップできる弁護士会であればならないし、会員がいきいきと活躍できる場を提供する弁護士会であって欲しいし、会員の研究や研修が行いやすい弁護士会こそ必要なのです。会員を主人公に置いた弁護士会こそ、私たちの求めるものです。古い徹の生えた伝統論を持ち出して、我々の心を閉ざし、弁護士会の存続それ自身を目的であるかのように言うことには、私たちは大きな疑問を持っているのです。弁護士会を魅力あるものに変えたい、そして弁護士会を会員一人一人の手に取り戻すことこそ、私たちが会員の皆様に訴えていることです。

4 (市民の支持が基盤)、弁護士は、法律事件の法律業務を独占しています。同時に他の監督を受けず独立しています。そのように独占しながら弁護士自治が保障された団体は、他に例を見ません。司法権の重要な一部分をしっかりと託されています。私たちの弁護士業務の独占も、そして自治権も、すべて市民からの信頼や信用によって立つものです。常に私たちは市民の批判に耳を傾けなければならないし、市民に開かれたものでなければならないのです。

にもかかわらず、三会の対立状況のため、寄付金まで出してくれた市民に、不便な思いをさせるのでしょうか。国有地を安く借りるのに、無駄な使い方をあえてするのでしょうか。私たちは襟を正すべきです。合併によってひとつの弁護士会になれば、市民の方にすっきりと顔を見せられるのです。このことも合併の大きな利益です。三会の合併は、それだけで市民の信頼



をととても得やすくするものなのです。

5（合併は皆の利益）、三会の合併によって、損をする会員はいません。すべての会員の利益になります。弁護士会の活動が、会員のためにいきいきと変わってきます。新会館も生まれかわります。会費も安くなります。市民にも喜ばれます。合併で損をする人など一人もいないと私は断言します。

合併反対の方々は、弁護士会には適正規模があると主張されます。しかし、任意団体ではないのですから、何人までと区切るわけにはいかないのです。私のように、東弁会員が登録換えの申込みをしたら、とにかく入れなければならぬのです。もう適正規模を超えたからと言って入会を拒めないのです。また、全国で、一番小さい釧路弁護士会は20名で、東弁は3357名です。日弁連は14723名です（平成4年7月1日現在）。このどれが「適正」だと言うのでしょうか。

逆に、ひとつにまとまることによって、細かく活動を分けられます。現状では、八王子に支部を作ることもできません。しかし合併により、八王子支部だけでなく、23区法律相談センターの支部を作ることが可能です。これは地区法曹を母体にしながら、弁護士会法律相談センターと直結するのです。これにより23という細かい

支部が出来上がります。

合併して7000人近くになっても、ほとんどの会員が弁護士会や会務に関心がなく、見向きもしなければ、その力はとても弱いものです。7000人の会員のパワーとエネルギーが弁護士会に集まって、いろいろな形でその個性が発揮されてこそ、そこに実り多いものが生まれます。大きな声でしゃべる会員もいれば、静かに語りかける会員もいるでしょう。人権を声高らかに叫ぶ会員もいれば、自由な活動を強調する会員もいるでしょう。そこには権力者もいなければ、何らの抑圧もありません。そこでは、前から顔を知っていたかどうか、名前を知っていたかどうかは問題ではないのです。初めて会った会員同士でも、東京というこの首都で、弁護士として都民や会社を依頼者に仕事をしているというそれだけで、共に語り合い、心を開くことができるのです。法廷では、原告席と被告席で分かれて、いつも睨み合っていたとしても、弁護士会では、共に笑い合い、スクラムを組むことができるのです。人数が多くなれば意見が調整できないという人がいます。しかし、2人でも3人でも意見は食い違います。それは当然なのです。意見は違うのが普通なのです。だからこそ、私たちは自由な発言も尊重し、その中で議論を発展させ、そして多数決とか選挙とかいう民主主義の基本的なルールを大事にするべきなのです。意見を言うこと、その意見を素直に聞くこと、考えること、またそれを踏まえて相手に問いかけること、このような基本的なルールこそ、私は大事にしたいと思っています。それさえできれば、7000人でも7万人でも、民主的に運営できます。逆にそれができなければ、700人でも70人でも、民主的な運営とは言えないのです。

